

関係医療機関の長 様

広島県健康福祉局医療政策課担当課長（医療人材担当）
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

広島県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業等の
活用意向調査（2次募集）について（通知）

本県の健康福祉行政については、日頃より御理解・御協力いただき厚く御礼申し上げます。
持続可能な医療提供体制の構築に向けて、医師偏在の是正を総合的に実施するため、令和8年度
国当初予算等において措置された重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）※1
における経済的インセンティブ事業について、国から2次募集の案内がありましたので、活用意向
調査を実施いたします。

つきましては、本通知（別紙）を御確認の上、事業の活用を希望される場合は、実施計画書等の
御提出をお願いいたします（事業の活用を希望されない場合は、回答不要です）。

なお、予算上の制約等から、御希望に添えない場合があります。

※1 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも
医療機関の減少のスピードの方が早い地域とされており、国が提示する候補区域等を参考
に、都道府県が地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上で設定。

1 対象事業

① 診療所の承継・開業支援事業（施設整備のみ）※2

承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

【補助対象医療機関】支援区域内で承継又は開業する診療所

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2026iryoushien-hojyokin1.html>

※2 2次募集では、設備整備及び地域への定着支援は対象外となります。

② 医師派遣する派遣元医療機関支援事業

支援区域内の医療機関への新たな医師派遣に対する支援を行う。

【補助対象医療機関】支援区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2026iryoushien-hojyokin3.html>

③ 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

土日祝日の宿日直を行う代替医師確保に対する支援を行う。

【補助対象医療機関】支援区域内で新たに代替医師を確保した医療機関

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2026iryoushien-hojyokin4.html>

④ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

医師の勤務・生活環境改善のための施設整備に対する支援を行う。

【補助対象医療機関】支援区域内で医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2026iryoushien-hojyokin2.html>

2 支援区域

「尾三圏域」及び「医師少数スポット（第8次広島県保健医療計画（令和6年3月策定）にお
いて設定）」※3 になります。

※3 「尾三圏域」においては、圏域内全ての地域が支援対象となります。なお、事業計画提
出後、広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機
関が対象となります。

【医師少数スポット設定地域（第8次広島県保健医療計画）】（地域の詳細は別紙を参照）

二次保健医療圏	所在市町	設定地域（日常生活圏域名等）
広島	安芸高田市	吉田町、美土里町、高宮町
	安芸太田町	加計
	北広島町	芸北、大朝
広島西	廿日市市	吉和
呉	呉市	安芸灘
尾三	三原市	三原市北部
	尾道市	北部、瀬戸田、百島
	世羅町	世羅町
福山・府中	福山市	南部2
	府中市	南部、北部
	神石高原町	神石高原町
備北	三次市	北部、中部、東部
	庄原市	庄原、西城、口和、高野、総領

3 必要な手続等

(1) 提出書類※4

事業名	提出書類
①診療所の承継・開業支援事業（施設整備のみ）	○承継・開業支援事業計画書（様式0） ○承継又は開業を確認できる書類 ○承継・開業支援事業（施設整備）事業計画総括表（様式1-1） ○承継・開業支援事業（施設整備）事業費内訳書（様式1-2） ○承継・開業支援事業（施設整備）事業計画書（様式1-3） ○施設の配置図（全体図面） ○各階の平面図（現行図面及び整備計画図面：対象箇所を明示）
②医師派遣する派遣元医療機関支援事業	○派遣元医療機関支援事業実施計画（様式2-1） ○派遣元医療機関支援事業所要額明細書（様式2-2） ○派遣元医療機関支援事業基準額算出調書（様式2-3）
③医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業	○代替医師確保支援事業実施計画（様式3-1） ○代替医師確保支援事業所要額明細書（様式3-2） ○代替医師確保支援事業基準額算出調書（様式3-3）
④医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業	○勤務・生活環境改善施設整備事業計画総括表（様式4-1） ○勤務・生活環境改善施設整備事業費内訳書（様式4-2） ○勤務・生活環境改善施設整備事業実施計画（様式4-3） ○施設の配置図（全体図面） ○各階の平面図（現行図面及び整備計画図面：対象区域を明示）

※4 提出書類は、広島県ホームページ（1頁に記載のURL）からダウンロードしてください。

②については、貴院に医師を派遣している派遣元医療機関に周知いただき、派遣元医療機関において事業の活用を希望する場合は、派遣元医療機関より事業計画書等を提出してください。

(2) 提出期限

令和8年8月21日（金）17時必着

(3) 提出方法

電子メールにて、御提出をお願いいたします（郵送は不要です）※5。

送付先電子メール fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp

広島県健康福祉局医療政策課医療支援グループ

※5 メールの件名を「【医療機関等名】活用希望の事業名」としてください。

4 留意事項

- (1) 本件に関する問い合わせにつきましては、国等の関係機関に回答内容について確認する必要があることから、原則として、電子メールでお問い合わせください（メールの件名を「【医療機関等名】活用希望の事業名」としてください）。
- (2) 書類の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の予算等の都合により申請額の全額、又は一部を支給できない場合があります。
- (3) 本事業は広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た支医療機関が対象となります。補助事業の活用希望のあった事業所及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されますので、御同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- (4) 補助金額の算定にあたっては、別紙を参照してください。なお、今後、事業内容や補助率・単価や要件等が変更される場合があります。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- (6) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。
- (7) 補助事業は単年度会計のため、原則、令和8年度中に事業を完了する必要があります。
- (8) 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります（②③の事業を除く）。事業の契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。

担当：医療支援グループ
電話：082-513-3062(ダイヤルイン)
(担当者 白井)

① 診療所の承継・開業支援事業（施設整備のみ）

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費（新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費）の支援を行う※6。

補助対象	補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額。 【基準面積】 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 （ア）5床以下 240 m ² （イ）6床以上 760 m ² (2) 診療部門と一体となった医師住宅 80 m ² (3) 診療部門と一体となった看護師住宅 80 m ²	1 m ² あたり 鉄筋コンクリート ： 558,000 円 ブロック ： 444,000 円 木造 ： 362,000 円	1/2

※6 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で協議する。

② 医師派遣する派遣元医療機関支援事業

中核病院等からの医師派遣により支援区域の医師を確保するため、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

(1) 補助基準額等

基準額：61,000 円 × 延日数

対象経費：支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用

補助率：3/4

(2) 対象経費

支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に必要な次に掲げる経費

- | | | |
|-----------|--------------------|----------|
| ・ 職員基本給 | ・ 備品費（単価50万円未満に限る） | ・ 借料及び損料 |
| ・ 職員諸手当 | ・ 消耗品費 | ・ 社会保険料 |
| ・ 非常勤職員手当 | ・ 材料費 | ・ 雑役務費 |
| ・ 報償費 | ・ 印刷製本費 | ・ 委託費 |
| ・ 諸謝金 | ・ 通信運搬費 | |
| ・ 旅費 | ・ 光熱水料 | |

(3) 補足

- ・ 特定機能病院からの医師派遣は対象外とする。
- ・ 同一開設者間での医師派遣は対象外とする。
- ・ 宿日直を行うための派遣は対象外とする。
- ・ 派遣の形態は、常勤・非常勤は問わない。
- ・ 都道府県域を超える医師派遣を行う場合は、派遣先医療機関が所在する都道府県が派遣元医療機関の開設者へ支援を行うものとする。
- ・ 派遣元医療機関において、令和7年度より医師派遣している人数（人日換算）が増えた分を対象とする（増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行う）。
- ・ 派遣形態は、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。なお、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。
- ・ 本事業の支援対象となる医療機関に対しては、地域医療介護総合確保基金による支援はできない（医師派遣に係る費用について、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」に基づき、重複しての支援はできない）。

③ 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

支援区域における医師の勤務・生活環境を改善して、支援区域への派遣の納得感や支援区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、支援区域で新たに勤務する医師を増やし、支援区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

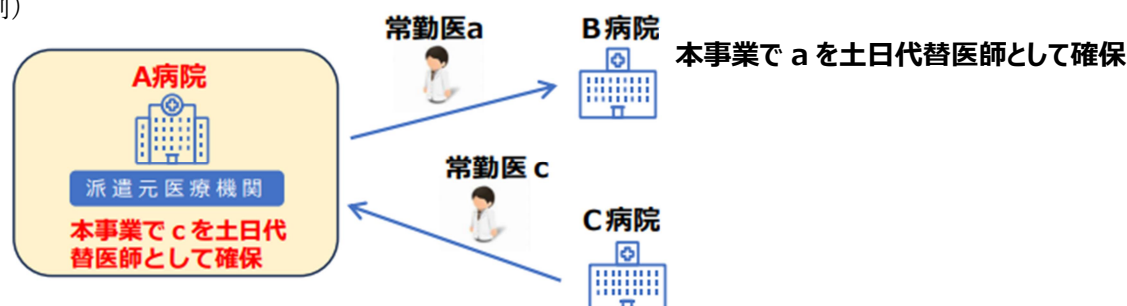
(1) 補助基準額等

基準額：60,000 円 × 延日数（日直、宿直数）
対象経費：土日祝日の代替医師の雇上にかかる経費
補助率：1/2

(2) 補足

- ・ 夜間休日診療を行うための、土曜日・日曜日・祝日の宿日直を行う代替医師（非常勤）が対象。
 - ・ 令和7年度より常勤医の日当直回数が減少した分を対象とする。
 - ・ 「医師派遣元医療機関支援事業」を活用している医療機関も本事業の対象になる※7。
- (例) 「医師派遣元医療機関支援事業」でA病院（派遣元）からB病院（派遣先）に派遣を行っている場合
A病院が平日の医師派遣を行っているが、A病院の土日の代替医師確保は支援対象。
B病院は平日の医師派遣を受けているが、A病院の土日の代替医師確保は支援対象。
B病院がA病院から土日の代替医師を確保している場合でも、B病院は支援対象。
- ※7 「医師派遣元医療機関支援事業」は宿日直を行うための派遣は対象外。
- ・ 代替医師が医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、対象外とする。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、対象とすることは可能。

(例)



A病院は、常勤医 a を B病院の土日代替医師として派遣している一方で、C病院から常勤医 c を土日の代替医師に来てもらっている。この場合、A病院は本事業（常勤医 c の確保）の対象外となる。ただし、常勤医 c が A病院において不足する特定診療科の代替医師であれば、対象とすることは可能。B病院は本事業（常勤医 a の確保）の対象。

- ・ 1 医療機関において、申請できるのは「1 当直帯あたり 1 人分まで」とする。
- ・ フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて、回数を按分すること。

(例) 日直が 8:00～18:00（10 時間）、宿直が 18:00～翌 8:00（14 時間）の勤務体系の時フルタイムで宿日直した場合

→ 60,000 円 × 2 回 = 120,000 円

日直分を 13:00 から行い、宿直はフルタイムで勤務した場合

→ (60,000 円 × 1 回 × 5H/10H) + (60,000 円 × 1 回) = 90,000 円

④ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

医師の勤務・生活環境改善に資する宿直室、医局、更衣室、浴室等の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない）。

(1) 補助対象経費及び補助率

次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。

- ・ 基準面積：80 m²
- ・ 補助単価（1 m²あたり）：
鉄筋コンクリート：558,000 円、ブロック：444,000 円、木造：362,000 円
- ・ 補助率：1/2

【医師少数人口設定地域（第8次広島県保健医療計画）】

二次保健医療圏		所在市町	設定地域（日常生活圏域名等）	圏域内の町名等
広島	安芸高田市	安芸高田市	吉田町	吉田町
			美土里町	美土里町
			高宮町	高宮町
			加計	穴、坪野、加計、津浪、観音、下筒賀、下殿河内
			芸北	雲耕、移原、大暮、大和原、大元、奥中原、奥原、河屋形、川小田、草安、荒神原、小原、才乙、高野、土橋、南門原、西八幡原、橋山、東八幡原、細見、政所、溝口、宮地、米沢
広島西	北広島町	北広島町	大朝	筏津、岩戸、大朝、大塚、新庄、田原、宮迫
			吉和	吉和
			安芸灘	下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町
尾三	呉市	三原市	三原市北部	八幡町宮内、八幡町垣内、八幡町野串、八幡町篝、八幡町美生、八幡町本庄、久井町助原、久井町吉田、久井町江木、久井町下津、久井町泉、久井町和草、久井町羽倉、久井町坂井原、久井町小林、久井町山中野、久井町土取、大和町上徳良、大和町下徳良、大和町萩原、大和町福田、大和町篠、大和町蔵宗、大和町大草、大和町平坂、大和町姥ヶ原、大和町和木、大和町箱川、大和町椋梨、大和町大具、大和町上草井、大和町下草井
				美ノ郷町、木ノ庄町、原田町、御調町
				因島原町、因島洲江町、瀬戸田町
				百島
				世羅町
福山・府中	福山市	福山市	南部2	内海町、沼隈町
			南部	府中町、出口町、土生町、本山町、元町、鵜飼町、広谷町、桜が丘一丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目、府川町、高木町、中須町、栗柄町、用土町、目崎町、父石町、上山町、荒谷町、河面町、篠根町、河南町、三郎丸町、河佐町、久佐町、諸毛町、小国町、阿字町、木野山町、行隣町、斗升町
				上下町上下、上下町深江、上下町国留、上下町矢野、上下町矢多田、上下町松崎、上下町井永、上下町佐倉、上下町水永、上下町岡屋、上下町階見、上下町二森、上下町小堀、上下町小塚、上下町有福
				神石高原町
			神石高原町	君田町東入君、君田町西入君、君田町石原、君田町藤兼、君田町泉吉田、君田町樺田、君田町茂田、布野町横谷、布野町上布野、布野町下布野、布野町戸河内、作木町伊賀和志、作木町森山西、作木町森山中、作木町森山東、作木町岡三洲、作木町大畠、作木町光守、作木町西野、作木町上作木、作木町下作木、作木町香淀、作木町門田、作木町大山
備北	三次市	三次市	中部	向江田町、和知町、上田町、有原町、三若町、石原町、海渡町、糸井町、大田幸町、小田幸町、木桑町、志幸町、塩町、江田川之内町、高杉町、廻神町、東酒屋町、西酒屋町、青河町、南畑敷町、畠敷町、四拾貫町、後山町
			東部	吉舎町吉舎、吉舎町安田、吉舎町上安田、吉舎町三玉、吉舎町矢野地、吉舎町海田原、吉舎町矢井、吉舎町敷地、吉舎町丸田、吉舎町清綱、吉舎町椿、吉舎町吉舎川之内、吉舎町辻、吉舎町雲通、吉舎町徳市、三良坂町灰塚、三良坂町光清、三良坂町仁賀、三良坂町田利、三良坂町皆瀬、三良坂町三良坂、三良坂町長田、三良坂町岡田、甲奴町本郷、甲奴町西野、甲奴町梶田、甲奴町福田、甲奴町太郎丸、甲奴町有田、甲奴町坂湯、甲奴町小童、甲奴町宇賀
				庄原市板橋町、市町、上谷町、大久保町、尾引町、小用町、掛田町、上原町、川北町、川手町、川西町、木戸町、高茂町、是松町、実留町、春田町、新庄町、高門町、高町、田原町、戸郷町、殿垣内町、中本町、永未町、七塚町、濁川町、西本町、東本町、一木町、平和町、本郷町、本町、本村町、水越町、三日市町、峰田町、宮内町、門田町、山内町
			西城	庄原市西城町
			口和	庄原市口和町
備北	庄原市	庄原市	高野	庄原市高野町
			総領	庄原市総領町